

行財政改革実施計画・行動計画票

No.	90	実施済み	[平成 21 年 7 月 1 日 提出]																																															
基本方針	5 組織機構の見直し				担当課名	生涯学習課																																												
重点項目	4 行政関連施設の統廃合																																																	
取組項目	76 校舎等の遊休部分の多目的利用の検討																																																	
経過・現状 (H17.4.1現在)	・廃校に伴う公民館への転用施設及び付属体育館の取り扱いについて、遊休施設の各種維持経費が無駄であるため、休止を含めて検討中。 ・間伏公民館、間伏体育館については、平成18年度より施設閉鎖を行った。 ・飯ノ瀬戸公民館については、地域住民らの借用願いの打診があっており利用について前向きに検討している。																																																	
推進スケジュール	H17 検討	H18 一部実施	H19	H20	H21	目標年次 平成 18 年度																																												
実績評価	A 計画どおり	A 計画どおり	A 計画どおり	A 計画どおり	- -	達成年次 平成 18 年度 (一部実施)																																												
行 動 概 要	目標	未使用施設の閉鎖及び他種施設への転用																																																
	期待される効果	・維持経費(電気、水道、浄化槽保守、電気設備保守、消防設備保守)等の節約 ・他種施設への転用による有効活用																																																
	必要性問題点	・学校から公民館への転用であるが、名目だけの公民館転用で全く利用されてない施設がある。 ・教育施設であるため、目的外使用は認められず、使用目的が限定される。 ・校舎等の遊休部分とあるが、空き教室等については、総合学習等教育の多様化と、地域で子どもを育てる拠点としての利用等のため、それほど遊休部分はない。 ・学校施設を一般開放する場合は、学校の安全が図られる場合に限られる。																																																
	対象	・廃校による転用公民館及び付属体育館。 ・利用者が少ない運動場																																																
	手段	年度	実施内容・予定時期			効果額合計(599 千円)																																											
		17年度 (実績)	・日ノ島分館(日島小) 未使用 ・間伏分館(間伏中) 電気保安設備不備 ・上荒川分館(上荒川小) 老朽化、未使用 ・桐古里分館(桐古小) 老朽化、電気休止 ・大平分館(大平小) 未使用 ・日島体育館(日島中) 講堂、使用不可 ・飯ノ瀬戸分館(飯ノ瀬戸小) 投票所、避難所			目標 数値																																												
						効果	歳入(千円) 歳出(千円)																																											
		18年度 (実績)	・日ノ島公民館 間伏公民館閉鎖のため絵画クラブ使用 ・間伏公民館 消防設備不備のため休止 ・飯ノ瀬戸公民館 郷土料理研究としての使用について検討			目標 数値																																												
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="5">平成18年度夜間照明設備維持経費</th> <th colspan="2">(単位:円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>電気料</th> <th>電気保守委託</th> <th>利用料</th> <th colspan="2">経費</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(A)</th> <th>(B)</th> <th>(C)</th> <th colspan="2">(A) + (B) - (C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北魚目中</td> <td>66,335</td> <td></td> <td>0</td> <td colspan="2">66,335</td> </tr> <tr> <td>魚目中</td> <td>85,973</td> <td></td> <td>0</td> <td colspan="2">85,973</td> </tr> <tr> <td>上五島中</td> <td>1,705,523</td> <td>116,802</td> <td>114,600</td> <td colspan="2">1,707,725</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,857,831</td> <td>116,802</td> <td>114,600</td> <td colspan="2">1,860,033</td> </tr> </tbody> </table>			平成18年度夜間照明設備維持経費					(単位:円)			電気料	電気保守委託	利用料	経費			(A)	(B)	(C)	(A) + (B) - (C)		北魚目中	66,335		0	66,335		魚目中	85,973		0	85,973		上五島中	1,705,523	116,802	114,600	1,707,725		計	1,857,831	116,802	114,600	1,860,033		効果	歳入(千円) 歳出(千円)
	平成18年度夜間照明設備維持経費					(単位:円)																																												
	電気料	電気保守委託	利用料	経費																																														
	(A)	(B)	(C)	(A) + (B) - (C)																																														
北魚目中	66,335		0	66,335																																														
魚目中	85,973		0	85,973																																														
上五島中	1,705,523	116,802	114,600	1,707,725																																														
計	1,857,831	116,802	114,600	1,860,033																																														
	19年度 (実績)	・利用頻度が低く維持費と利用料とのバランスが取れない「学校運動場夜間照明施設」について利用団体及び地域住民の理解を求めて本年度より休止した。 北魚目中学校運動場;18度利用は消防団の数回のみであり、新魚目グラウンドの利用をお願いした。 魚目中学校運動場;新魚目グラウンドの利用を促す。 上五島中学校運動場;青方小運動場、新魚目グラウンドの利用を促した。 新魚目公民館魚目分館(廃止) 新魚目公民館北魚目分館(廃止) 上五島公民館上郷分館(廃止)			目標 数値																																													
		・町の方針として全施設を検討し、下記の施設を21年度から休止した。 奈良尾グリーンスポーツ広場 有福体育館 飯ノ瀬戸体育館 青方体育館 東浦地区運動場 若松公民館桐古分館 若松公民館日島分館 若松公民館大平分館 上五島公民館飯ノ瀬戸分館 ・旧神之浦小学校後の校舎を有川公民館東神ノ浦分館として設置後、休止した。 ・経費軽減：青方体育館 賃金67千円・電気料192千円・水道料13千円を中心に光熱水費等合計約450千円軽減した。			効果	歳入(千円) 歳出(450 千円)																																												
	20年度 (実績)	・21年度以降については、町の方針に基づき残りの施設を検討する。 ・奈良尾プールは、地域住民の理解が得られず、21年度に開場するが、引き続き理解を求めようとする。また、現在、奈良尾小学校の危険校舎の検討が加えられており、併せて、奈良尾地区のプールについても検討する。			目標 数値																																													
					効果	歳入(千円) 歳出(千円)																																												
関係例規等	名称				改正時期																																													